

2020年6月定例会(6月30日) 松谷清議員 総括質問に関する質疑全文

○36番(松谷 清君) 議長に許可を得まして、フェースシールドで、ちょっとマイクとの関係が難しいんですけども。

まず、コロナ危機と気候危機、そしてグリーンニューディールについてお伺いいたします。

田辺市長は6月16日の本会議において、最優先すべきはコロナ対策として、新清水庁舎、海洋文化ミュージアム、歴史文化施設の3事業の凍結を表明しました。歓迎したいと思います。ただ、昨日の答弁で、広井良典さんの見解を紹介しながらも、市長の英断がリスタートやコロナ対策施設機能論に押し込まれ、英断の意義が失われた感じがいたします。

市長は本会議で、社会全体の在り方が大きく変わろうとしていると、時代の転換期であることの認識を示しました。その上で、新たな価値に積極的に対応していかなければならないとの決意を、私はコロナ危機と気候危機、これらの危機と社会変革を結びつける時代の先取りを意識したものと感じておりました。新しい価値への対応、この転換期にこそ進めなければならないことは一体何でしょうか。

コロナによりグローバル経済が強制的に停止したことで、世界の二酸化炭素は8%削減され、インドや中国では美しい青空が広がるなど、世界の環境は劇的に改善しました。コロナ後のあるべき姿は、これまでのグローバル経済、新自由主義経済を前提とするV字型の経済回復ではなくて、脱炭素、循環経済、分散型社会への転換であります。欧州で議論される気候危機対策を軸にしたグリーンニューディールであると私は考えます。

そこで、質問であります。

市長はグリーンニューディールについて、どのような認識をされているのか。

2つ目に、6月12日に小泉環境大臣は、環境白書閣議決定後の記者会見で気候危機宣言を行いました。さらに、コロナと気候、この2つの危機に脱炭素、循環経済、分散型の社会への移行も発言したのですが、これをどう受け止めるのか、まず1回目の質問をしたいと思います。

57○副市長(本田武志君) グリーンニューディールについての認識についてお答えいたします。

環境・エネルギー分野への公共投資を進め、経済と環境の両立を図ろうとするグリーンニューディールは、世界共通の喫緊の課題である地球温暖化に対する重要な考え方であると認識しております。世界的な潮流としても、環境や社会に配慮した事業に資金が集まるESG投資が拡大するなど、環境負荷の大きな事業に向ける社会や投資家の目も厳しくなっております。

このような中、本市におきましても経済と環境の両立を図るべく、鈴与商事株式会社との連携の下、環境負荷の低い電力、固定価格買取制度の期間を満了した住宅用太陽光発電余剰電力を有効活用するためのビジネスモデルを構築し、エネルギーの地産地消事業に取り組んでいるところであります。

さらに、SDGs未来都市として経済、社会、環境の3側面の課題を総合的に解決するため、産学官の連携の下、水素エネルギーを利活用したまちづくり、静岡型水素タウンの実現にも注力しているところであります。

今後とも引き続き、経済と環境の両立を目指し、取り組んでまいります。

58○環境局長(殿岡 智君) 小泉環境大臣の気候危機宣言等の受け止めについてですが、環境省は本年6月12日に発表した環境白書において、気候変動を初めて気候危機と表現しました。これは、排出される温室効果ガスの総量が増え続けることに伴い、豪雨災害等のさらなる頻発化、激甚化が予測され、将来世代にわたる影響が強く懸念されることから、気候危機と表現したとのことであります。

さらに、小泉環境大臣は脱炭素化、循環経済、分散型の社会への3つの移行によるコロナ後の新たな経済社会

の再設計を進めるとも発言されています。

具体的内容は令和3年度概算要求で明らかにしておりますので、引き続き国の取組を注視しつつ、第2次静岡市地球温暖化対策実行計画を着実に推進してまいります。

〔36番松谷 清君登壇〕

59〇36番(松谷 清君) それでは、2回目の質問をします。

小泉環境大臣は記者会見の後、記者に質問されて、この気候危機宣言は環境省独自のものなのか、政府の統一見解なのかと聞かれたんです。それで、気候危機宣言は環境省独自だけれども、気候危機という認識は政府の統一見解だと、こういうふうに答えたんです。さらに、非常事態危機宣言は国会でどうかといったら、それは政府じゃなくて国会で上げるものだと。言い換えれば、静岡市議会では市議においては、市議会が上げる必要があると、そういう認識なんです。

そこで、副市長の答弁にありましたけれども、静岡市はSDGs宣言、日本で最初の国際目標17のまちづくりを取り入れた市長であるわけですよ。その13番目に気候変動が入っているわけなんです。そこで、この宣言をする静岡市だからこそポストコロナ、地方版グリーンニューディールにより、2030年、二酸化炭素、温室効果ガス、その他も含めますが、50%削減、2050年実質ゼロを掲げていく必要があると考えます。

そこで、まず確認したいんですが、第2次地球温暖化防止計画における各目標の削減数値はどうなっているか。また、気候非常事態宣言を行った長野県は、2050年実質ゼロを実現するために建築物の省エネ、ZEBやZEHの普及拡大や太陽光などの再生可能エネルギーのさらなる普及活動に取り組むとしております。長野県の取組を参考とし、2030年温室効果ガスの排出量を半減させる大胆な目標を設定すべきではないのか、これを伺いたいわけでありです。

2つ目に、3次総における見直しについて伺いたします。

コロナ禍で、市長は6月16日の本会議の説明で、新たな事業投資に消極的な民間事業者の現状にPFI事業を凍結したはずなんです。コロナの第2波、第3波がまだ予測されている中で、9月に一定の方向性を示したい、こう答弁したんです。この短期間に本当に方向性が出せるんでしょうか。直営の歴史文化施設は、これはあり得ます。しかし、今考えるべきは民間経済、民間の活用をPFI手法による地域経済の好循環論からグリーンニューディールへの脱却だと私は思います。

また、津波浸水区域への移転の是非について、住民投票を求める5万2,300人の住民の意思も大変重い存在であります。

そこで、新清水庁舎整備については、PFI手法や現清水庁舎の大規模改修論の選択肢を含めた再検討を始める考えはないのか、改めて伺いしておきたいと思っております。

3つ目に、コロナ対策の中間的検証についてであります。

5月1日の20人目の発症者以来、静岡市の感染者はストップしております。コロナ禍の4か月間、市民の命と暮らしを守るために、市長部局と議会は真摯に向き合ってきたわけでありまして、中間的検証から3点伺いたいと思っております。

陽性者把握のためのPCR検査や抗原検査、疫学調査のための抗体検査、それぞれの役割の違いについて、市長はどのように認識しているのか、伺います。また、今後の出口戦略を検討するために、抗体検査の実施が必要ではないのか、伺っておきたいと思っております。

また、患者を受け入れている病院では、どのような院内感染防止対策が取られているのか、また、妊婦については、市内の病院ではどのような対応が講じられているのか伺います。

3点目に、患者を受け入れている病院で院内感染が発生した場合、一般的にはどのような対応を取るのか、伺っ

ておきたいと思います。

次に、消防局・消防団の現状の課題について伺います。

2点あるわけですが、1つは消防局におけるコロナ対策と課題についてであります。

清水区の介護事業者からの救急対応の中で、患者がコロナ感染症患者であることが死後に明らかになりました。その後、隊員のPCR検査でも、陰性ということで安心したわけであります。救急対応において患者対処、隊員防護など、救急隊の新型コロナ対策はどのようにしているのか。また、隊員の感染など、消防署の事業継続計画はどのようにになっているか、伺いたいと思います。

次に、消防団改革について伺います。

昨年9月の総括質問で消防団員報酬・費用弁償をめぐる不正・不透明な支出経緯、その背景にある様々な要因を指摘させていただきました。6月補正において、消防団員年額報酬の減額、退団団員への退職報償なども予算計上されております。

そこで、2点伺います。

消防団活性化プロジェクトの開催実績と協議内容はどのようなものなのか伺います。

2つ目に、団員の減少の背景と退団者数の実情、また、活動実績のない団員からの退職奨励金請求についてどのように対応するのか伺って、2回目の質問を終わります。

60〇環境局長(殿岡 智君) 地球温暖化対策実行計画における目標設定に係る2点の御質問にお答えいたします。

まず、計画における各目標の削減数値についてですが、2016年3月に策定した第2次静岡市地球温暖化対策実行計画では、基準年度である2013年度の温室効果ガス排出量約556万トンCO₂から2022年度までに10%削減するべく、4つの基本目標ごとに具体的な取組を定めてあります。

1つ目、省エネルギーの推進では、省エネルギーの設備の導入や、省エネルギー活動の実践などにより、53.8万トンCO₂の削減、2つ目、地域の特色を生かした再生可能エネルギーの普及促進では、太陽光発電や小水力発電などの導入拡大により、5.3万トンCO₂の削減、3つ目、災害に強く環境に優しいエネルギーの分散化では、燃料電池自動車や家庭用燃料電池などの導入拡大により、5.2万トンCO₂の削減、4つ目、気候変動に適応した対策の推進では、森林の適切な整備により、1.4万トンCO₂削減することとしています。

以上、4つの基本目標に基づき、2022年度までに増加予測分も含め、65.7万トンCO₂削減することを目標としています。

次に、長野県の取組を参考とした大胆な目標設定についてですが、本市の計画では中期目標として、2030年度までに温室効果ガス排出量26%削減を掲げています。長野県が2050年に向けたプロジェクトの中で普及拡大するとしているZEHやZEBですが、資源エネルギー庁によると、75%以上省エネに資するNearly ZEBであっても、建築コストが9%から18%高くなるとされています。

また、太陽光発電を普及拡大していくために必要となる既存住宅への設置については、既存建築物の耐震性に加え、新築住宅と比較した導入コストが約13%高くなるとされています。

本市としては、いずれも多くの課題を有していると認識しており、現時点で2030年度までに大幅に普及拡大することは困難な状況にあると考えております。このため、まずは計画で掲げる実効性を担保とした施策を着実に進めていくことが必要であると考えています。

61〇企画局長(松浦高之君) PFI手法や現庁舎の大規模改修を含めた再検討についてですが、PFI手法については民間資金、経営能力及び技術的能力等が活用され、新たな事業機会の創出や民間投資を促進し、地域経

済へも好影響を与えるなど、庁舎をはじめ公共施設整備に広く導入されている有効な手法であり、整備手法を変更することは考えておりません。

また、現庁舎の改修を含めた再検討については、これまでも答弁させていただいているとおり、本事業は活気があふれ、災害に強い新たな清水を実現させる、まちづくりの中核的な役割を担う重要なプロジェクトでございます。新たに庁舎に求められる機能の検討や当初から予定していた民間施設の誘致も含め、改めて模索しながら再開を目指してまいります。

62〇保健衛生医療統括監(杉山友章君) コロナ対策の中間的検証についての3点の御質問にお答えします。

まず、PCR検査、抗原検査、抗体検査の役割の認識についてですが、PCR検査と抗原検査はいずれも、今感染しているかを判定する検査であり、一方、抗体検査は無症状での感染を含め、過去の感染の有無を確認し、地域の感染状況を把握するための検査であると認識しております。このことから、抗体検査の実施については、本市としましては感染拡大防止を第一に、PCR検査を実施していくものとし、現時点では過去の感染の有無を調べる抗体検査を実施する考えはありません。

なお、現在、国において次の流行の規模の推計やワクチン接種が必要な人数の試算に役立てるため、抗体検査による地域の感染状況調査が行われておりますので、その動向も注視してまいります。

次に、患者を受け入れている病院での院内感染防止対策と妊婦への対応についてですが、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている病院では、感染症患者と一般の入院患者との接触がないよう、病床や病棟などのゾーニングを行うとともに、感染症対応を専従とする看護師を配置しております。そして、来院者に対しては、感染症を疑われる患者が一般のエリアに入ることを防ぐため、非接触型の体温計による検温、健康チェックなどを実施しているほか、肺炎症状などがある場合、医師の判断によりPCR検査を実施しております。

また、医師や看護師などの医療従事者や病院職員については、手指消毒やサージカルマスクの着用など、標準予防策に加え、毎日の体温測定、健康チェックを行い、発熱などの症状がある場合は出勤停止とし、さらに医師の判断によりPCR検査を実施するなどの対策に取り組んでおります。

続いて、病院における妊婦への対応ですが、妊婦健診時には検温、健康チェックを行い、また必要に応じて、医師の判断によりPCR検査を実施している病院もあります。感染が確認された妊婦は、産科がある感染症指定医療機関での受入れが基本となりますが、市内の他の医療機関においても、感染防止対策を講じた上で受入れできるような体制を整えています。

最後に、患者を受け入れている病院で院内感染が発生した場合の一般的な対応ですが、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている病院で院内感染が発生した場合には、まず感染実態を把握するため、保健所と連携して速やかに濃厚接触者を特定し、全員に対してPCR検査を実施します。そして、PCR検査の結果が陽性の方については、感染症病床や感染防止対策を講じた一般病床に入院することとなります。

また、陰性であった入院患者は、他の患者とは別室とし、外来患者や病院職員については自宅待機とし、最終接触日から14日間の健康観察を行います。併せて、院内では感染領域と非感染領域を明確に区分けするゾーニングを行うとともに、汚染が想定される場所や機器等の消毒などを行います。

そのほか、感染者の発生状況によっては新規入院患者の制限、外来診療の休診等を実施するなど、感染がさらに拡大することがないように対応します。

63〇消防局長(海野雅夫君) 消防局・消防団の現状と課題について、3つの質問にお答えします。

まず、救急隊の新型コロナウイルス感染症対策についてですが、全ての救急出動時に感染防護衣、マスク、ゴーグルの着用を義務づけています。また、119番入電時に風邪症状や心肺停止状態が判明した場合には、超微粒

子マスクの着用、陽性患者の場合には粒子密閉形防護服に着替えるなど、状況に応じて体制を強化しています。救急車にあつては、運転席と後部座席やベッドもビニールシートで遮蔽するほか、傷病者や付添いの方にもマスクの着用や手の消毒をお願いしています。

活動後には本市独自に策定した除染マニュアルに基づき、車内を消毒液にて清掃した後、オゾン発生装置により除菌を行うほか、着用した防護衣の廃棄などの措置を行っています。

次に、消防署の業務継続計画についてですが、署内において職員が感染、クラスターなどが発生し、入院や自宅待機となった場合、消防力が大きく低下することから、策定済みの新型インフルエンザ等業務継続計画を準用し、消防局全体で対応することとしています。具体的には、消防力を補完するために消防本部内の職員を段階的に投入し、人員を確保するほか、非常用として配置している救急車を運用し、安定した消防業務が継続できるようにしています。

次に、消防団活性化プロジェクトの開催実績と協議内容についてですが、消防団活性化プロジェクトは、本年1月に「時代に即した消防団に向けて」をコンセプトに、消防団員の報酬制度、機能別団員制度及び交付金制度の3つを主な協議課題として設置しました。組織の構成は本市関係部局職員と団員で構成し、団員については階級、年齢及び性別を問わず幅広く参加していただくことで、団員の意見や要望を反映できる体制としました。

開催実績としては、具体的な検討を行うワーキンググループ会議を4回、総括としてのプロジェクト会議を3回実施しました。協議結果を基に、報酬制度については本年4月より個人口座振込に移行させ、機能別団員制度については同じく4月より制度導入を実現させることとなりました。

次に、消防団員の減少の背景と退団者数の実情についてですが、全国的に地域人口の高齢化やサラリーマン化が団員減少の要因となっており、本市においても例外ではありません。特に令和元年度末には退団者が306人となり、例年の100人から150人に対し非常に多くなっています。その理由としては、退団者が増加傾向にあることに加え、報酬の個人口座振込への移行作業を進めていく中で、各団員に対して在団の意思確認を行う機会が増加し、継続に迷っていた団員が退団する1つのきっかけとなったことなどがあります。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大により、例年行っていた新入団員の勧誘活動が十分にできなかったことなども団員減少につながったと考えられます。

次に、活動実績のない団員の退職報償金請求の対応についてですが、団員の活動は訓練や会議などへの参加のみならず、夜間の災害に備えて待機していただくことも重要な任務と捉えています。退職報償金は在団年数と階級に応じて支給すべきものであることから、本市条例に基づき適切に支給しております。

〔36番松谷 清君登壇〕

64〇36番(松谷 清君) それでは、3回目の質問をします。

要するに市長の新しい価値に対する認識がどこまで本気かというのと、その本気度が職員にどう伝わるかという、そこだと思うんですよ。

それで、今、環境局長からZEB、ZEHによるCO2削減が省エネが一番大きいんですよ。けれども、要するに経費がかかるからと言っているわけなんですよ。だから結局、市長は民間にPFIで、経済好循環論を唱えているんだけど、私はそれを撤回してほしいんですよ。グリーンニューディールに税金を投入する、その必要性が今、世界にもコロナの感染を体験しながら気候危機に備えるという、そういうことだということを私はぜひ理解してほしいんですわ。

小泉環境大臣は、コロナで下がった二酸化炭素排出をリバウンドさせないということを記者会見で強く述べたんです。そこを踏まえれば、3次総の見直しにグリーンニューディールを位置づけ、長野県同様に省エネ対策としてのZEB、ZEH、再エネに積極的な財政援助を行えば、第2次の削減計画65.7万トンの4倍、4倍で初めて2030年度にCO250%削減可能なんですよ。そのことを私は考えてほしいので、この見直しの中で、気候変動対策に予算を

重点的に配分していく考えはないのか。

新庁舎の移転をやめれば、少なくとも20億円は財源が浮きますよ。それから、海洋文化ミュージアム、もうこの規模の見直しと直営でいけば、50億円単位のお金だってそれは獲得できるんですよ。だから、もちろんコロナ対策が優先ですよ。優先ですけども、財源をどこに使うかと。これからはやっぱりグリーンニューディール、そこによって静岡の経済を回すということを私は考えてほしいと思います。

次に、3次総における見直しですけども、清水庁舎の凍結を受けて、桜ヶ丘病院と静岡市の協議に関する質疑が昨日も今日も行われているんですけども、3点お伺いします。

桜ヶ丘病院の移転に関連し、病院建設地の基準等の必要性が国でも議論されていることを踏まえ、津波浸水想定区域への病院移転について市はどう考えているのか。

2つ目に、県が関与している地域医療構想における桜ヶ丘病院の位置づけと、市が桜ヶ丘病院に求めている役割は何であるのか、伺います。

3点目に、庁舎の第3駐車場が移転地ということになりつつあるんですけども、あの狭さで対応できるなら、現在の自社の土地で建て替えは、十分に可能じゃないですか。庁舎駐車場とJCHO所有の大内新田の土地の権利移転の話が進むだけですけども、これをどう進めていこうとしているのか。

さらに、私が4年前に質問しているんですけども、そのときに本来、桜ヶ丘病院が購入すべき土地開発公社所有のいわゆる塩漬け土地3,920平米、3億4,474万円の土地について、市は一体どうするつもりなのか。私ははっきり桜ヶ丘病院に購入してもらいたくないと思うんですよ。そういうことを前提にして協議していかないと、白黒はつきりしないんですよ。その点をお伺いしておきたいと思います。

それから、コロナ対策の中間検証ですけども、2つ目の検証としては、マイナンバーカードによる特別定額給付金の申請問題があります。特別定額給付金の申請は、様々なトラブルによって6月1日現在で43自治体でカード申請を中止、兵庫県加古川市などはマイナンバーカードを使用せず、ウェブ申請を始めた自治体もあります。こうした中で、高市総務大臣は次期通常国会に向け、火事場泥棒的に銀行口座へのひもづけ法案に動き出しました。河村名古屋市長は、マイナンバーカードは時代遅れ、郡山市市長は口座へのひもづけに疑義を表明しております。3点お伺いします。

オンライン申請を受け、本市におけるマイナンバーカードの申請件数と交付件数はどのような状況か。オンライン申請件数はどれくらいあったのか。また、オンライン申請の確認作業に時間を要していると聞きますが、どういう点が問題だったのか。

3点目に、国はマイナンバーと金融機関口座のひもづけを義務化する検討をしておりますけれども、静岡市はどのように考えるのか、伺いたいと思います。

次に、消防の問題です。

今やっぱりコロナ感染で、今日の昼のニュースでもやっていましたけれども、患者対象だけでなく搬送先が非常に問題になっているわけなんですよ。救急隊の新型コロナ感染対策での課題というものは、どういうものがあるのか、伺いたいと思います。

次に、消防団改革についてお伺いします。

消防団改革は長い歴史や危険な消火活動、訓練の中でつくられた慣習など、一筋縄では改革できないという印象を持っております。私自身が指摘したことと、2月議会で現場を踏まえた井上議員の質問との間には非常にギャップがあるということも、私も認識しております。

そこで、3点お伺いしたいわけでありましてけれども、先ほど消防団活性化プロジェクトの中身が答弁されたんですが、政策官をトップとする消防団活性化プロジェクトに市長部局職員が参加しております。当然、不正・不透明な支出のチェックも検討対象と期待しております。出席している政策法務職員については、どのような役割を期待してい

なのか、また、検討した内容について、どのような影響を受けているのかを伺いたいと思います。

次に、消防団への交付金に関する公的、私的部分の区分けなどを求めた監査委員意見について、どのように対応しているのか。また、消防団組織の年功序列、縦社会、ジェンダー、民主的運営などの消防団の問題を消防団本部に委ねるだけでなく、団員と直接対話するなどの必要性についてどのように考えているのか。

65〇議長(繁田和三君) 質問はあと1分です。

66〇36番(松谷 清君)(続) 先ほどの答弁の中では、一般の団員も含まれるということですが、私は、やはり民主的な運営が、一番消防団においては必要だと思います。一般の団員との意思疎通を十分取る必要があると思うわけであります。

最後に3点目、会派要望において何度も求めました消防団内部の分団機械器具点検整備監査結果における分団内部の出勤と、消防局に提出された出勤報告書との突き合わせはどのようになっているのか。また、分団機械器具点検整備監査関係文書は、当然に情報公開条例の対象文書となると考えますけれども、どのように考えるのか、伺いまして質問を終わります。

67〇企画局長(松浦高之君) 気候変動対策に予算を重点的に配分する考えについてですが、気候変動対策は本市が推進しているSDGsの目標13、気候変動に具体的な対策を、に該当する重要な分野の1つです。本市では平成28年3月に策定した第2次静岡市地球温暖化対策実行計画などに基づき取組を進めており、上位計画である3次総後期実施計画にエネルギーの地産地消、静岡型水素タウンの推進などの事業を位置づけております。

今後、本市の気候変動対策のさらなる推進に当たり、第2次静岡市地球温暖化対策実行計画等の改定を踏まえ、必要に応じて3次総に新たな事業等を位置づけてまいります。

68〇保健衛生医療統括監(杉山友章君) 桜ヶ丘病院に係る3点の御質問にお答えします。

まず、国での議論を踏まえた津波浸水想定区域への病院移転に係る本市の考えについてですが、国は災害発生時においても医療機関がその機能を維持し、地域において必要な医療を提供することが重要であると考えており、災害拠点病院等の医療機関の建設場所に関して留意すべき事項を含め、今後の災害医療体制に関する検討を進めているところとしております。

検討に当たっては、医療機関の建設場所を制限することについては、周辺地域において、必要な医療が提供されることの重要性等を考慮すれば、慎重な検討を要するものとの見解を示しているところであります。

本市としても、桜ヶ丘病院の移転、建て替えにより、病院の老朽化や医師不足などの課題が解消され、将来にわたり安定的に清水地域に必要な医療を提供できる体制が確保されることが最優先であると考えております。

次に、地域医療構想における桜ヶ丘病院の位置づけと、本市が求める役割についてですが、地域医療構想とは各都道府県が2025年に向けて将来必要となる医療機能等を予測し、医療機関が担うべき病床機能等を医療圏単位ごとに示しているものであり、各病院の位置づけなどは具体的に定められておりません。

なお、地域医療構想の達成に向けて各病院が作成している公的医療機関等2025プランにおいて、病院独自の今後の方針や、将来担うべき役割などが示されております。桜ヶ丘病院のプランの中では、急性期から回復期まで幅広い患者を受け入れ、開業医との連携など、より一層地域に密着した医療の提供に努めていくこととしております。

本市が求める役割については、桜ヶ丘病院は現状においても清水地域で内科における二次救急医療の中心的な役割を担っていることなどから、今後も引き続き清水地域の医療体制の一翼を担っていただきたいと考えておりま

す。

最後に、庁舎駐車場と大内新田の土地との権利移転についてですが、病院の移転先となる土地が決まりましたら、JCHO所有の大内新田の土地との権利移転に関し、交換、売買などの手法について、JCHOと協議を開始していきたいと考えております。

また、土地開発公社が所有している大内新田の土地については、隣接するJCHO所有の土地と合わせ、地域の皆さんとの協議を進めながら、公的な整備を含めた活用方法を検討してまいります。

69〇市民局長(深澤俊昭君) マイナンバーカードと特別定額給付金オンライン申請に関する2点の御質問にお答えいたします。

まず、特別定額給付金のオンライン申請を受けたマイナンバーカードの申請件数と交付件数の状況についてですが、特別定額給付金の申請に当たっては、郵送申請方式に加え、国が提供するマイナポータルのぴったりサービスを利用したオンライン申請方式が採用されたことから、マイナンバーカードの申請件数は、その手続の開始前後の本年4月が4,012件、5月は9,397件と大きく増加しております。また、カードの申請から交付までに約1か月半を要することから、交付件数については4月が2,369件、5月は2,202件と、この2か月間で目立った伸びはありませんが、申請件数の増加に伴い、今後、交付件数についても増加が見込まれております。

なお、累計交付件数は5月末時点で11万1,016件、人口に対する交付率は15.9%となっております。

次に、特別定額給付金のオンライン申請の件数についてですが、令和2年5月11日から受付を開始し、昨日、6月29日までで1万1,392件となっております。

また、確認作業における問題点についてですが、今回のオンライン申請は住民基本台帳とも連携しておらず、申請者がマイナポータルに直接入力して申請した情報を各自治体がダウンロードし、そのデータの確認作業を言わば手作業により行っている状況です。そのような中、世帯主以外の方からの申請や複数回の申請、世帯員名、口座情報の誤った入力のほか、口座確認用の画像データの添付忘れなどがあり、受付開始当初、申請が集中した時期においては、審査に相当の時間を要することが問題となっております。

70〇総務局長(吉井博昭君) マイナンバーへの金融機関口座の紐づけ義務化の検討に関する本市の見解についてですが、6月9日に行われた総務大臣の記者会見において、今後行われる様々な給付事務に対し、迅速かつ確実な給付を行うことを目的として、マイナンバーごとに金融機関口座を1つ登録することを義務づけるための改正法案の作成について、指示を行ったと報道されました。しかし、現段階では国から改正内容の詳細は示されておられません。このため、今後は法改正に向けた動きを注視し、内容の把握に努めてまいります。

71〇消防局長(海野雅夫君) 消防局、消防団の現状と課題について、4つの質問にお答えします。

まず、救急隊の新型コロナウイルス感染症対策での課題についてですが、大きく2つを課題として捉えています。

1つ目は、隊員の熱中症対策です。

これまで気温が上昇する時期を迎える前に、身体を暑さに慣らすための暑熱順化訓練を行っていますが、隊員は感染防護衣に加え、新型コロナウイルス感染症対策での超微粒子マスクやゴーグルなどの着用に伴い、熱中症のリスクがより大きくなったため、新たに保冷剤を入れた冷却ベストを着用させるなどの対策を行っております。

2つ目は、資機材の安定した確保です。

現在、救急用資機材については十分な備蓄がありますが、今後の新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合には、資機材の不足が懸念されます。このような中、一時期入手が困難であった超微粒子マスクの購入が可能になったこともあり、今回の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた、必要な資機材を検証し、計画的な備

蓄を進めていく必要があります。

今後も安全な救急業務の実施と継続のため、あらゆるリスクに対し実効性のある対策を検討し、スピード感を持って対応してまいります。

次に、消防団活性化プロジェクトにおける市長部局職員に期待する役割と、どのような意見があったのかについてですが、新たに始める報酬の個人口座振込や機能別団員の要綱などの制度設計に加え、本市の危機管理全般を考えた取組の中で、これからの消防団について意見を求めました。

主な意見としては、消防団員の活動に対する実績報告の確認方法や機能別団員の任用や処遇、規定の整備など、専門的な視点で意見をいただき、それぞれの制度に反映させることができました。プロジェクトの協議は今後も継続させ、令和2年度からは交付金制度についての協議を、これまでどおり関係部局の協力を得て実施してまいります。

次に、消防団の交付金に関する監査委員意見の対応と、消防団員の直接対応についてですが、交付金は分団の光熱水費をはじめとした運営に係る経費として各分団に交付しているものですが、監査委員意見のとおり、本市が直接支払うべきものと各分団で対応することが望ましいものとが混在していることから、現在、消防団活性化プロジェクトにおいて、交付金要綱整備に係る検討を進めています。

交付金の対応のみならず、消防団の活性化を図る上で、団員の意見を聞くことは重要であると考えており、開設中の消防団フェイスブックをはじめとし、若手の参加が多い機関員講習、各消防団の置き場を直接巡回する機械器具点検などの機会を捉えて、幅広い団員の意見を直接聞いております。

次に、機械器具点検設備監査における分団内部の出勤書類と出勤報告書の突き合わせ作業はどのようになっているのかについてですが、消防団機械器具点検設備監査は、毎年8月に団本部員などが各器具置き場を巡回し、消防車や置き場の維持管理状況を監査するものです。監査対象となる書類については、機械台帳、附属品台帳、備品台帳、運行前点検表及びポンプ使用報告書となっております。

議員御指摘の分団内部の出勤書類とされるものは、分団が任意で作成している書類であり、全ての分団にあるものではなく、その記載内容や方法も各分団が独自に行っているものであることや、機械器具設備の維持に関係したものではないことから、監査対象ではありません。

一方、本市に提出された出勤報告書については、全分団統一した基準で作成され、分団長から正式に提出されたもので、報告された活動についてはその全てを費用弁償として支払っており、分団内部の出勤書類との突き合わせについては、現時点で必要がないと考えております。

最後に、情報公開の対象になるかについてですが、監査対象となる書類については全て対象となると考えております。